

令和元年6月28日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(5)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条の規定による老齢基礎年金の加算額(以下「振替加算額」という。)について、後記第2の2(5)記載の原処分を取り消し、後記第2の1記載の本件不支給分の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正前のもの)の規定による老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」という。)の額に、振替加算額が加算されていないことが判明し、国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届(以下「加算開始事由該当届」という。)を提出したところ、厚生労働大臣が、振替加算額について、平成○年○月以前分までの部分は時効消滅したとして、これを支給せず、同年○月以降分を支給する旨の処分(以下「原処分」といい、時効消滅により支給しないとされた部分を「本件不支給分」という。)をしたことに対し、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各

事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に60歳に達し、同日を受給権取得年月日とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定によるいわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の受給権を取得した。
- (2) 請求人の夫であるA(以下「A」という。)は、平成○年○月○日に65歳に達し、同日を受給権取得年月日とする老齢基礎年金及び厚年法による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権を取得した。また、その老齢厚生年金の額には請求人を対象者とする国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による改正前の厚年法(以下「16年改正前厚年法」という。)第44条所定の加給年金額が加算されていた。
- (3) 請求人は、平成○年○月○日に65歳に達したことから、同日到老齢基礎年金及び老齢厚生年金の裁定請求の申請をし(以下「本件裁定請求」という。)、同日をもって、その特老厚年金の受給権は失権し、同日を受給権取得年月日とする老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給を受けることとなった。また、同日をもって、Aの老齢厚生年金の額に上記(2)記載の加給年金額は加算されないこととなった。
- (4) 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書、Aを世帯主とする世帯の世帯全員の住民票等を添付して、加算開始事由該当届を提出した(以下「本件提出」という。))。
- (5) 厚生労働大臣は、加算開始事由該当届に基づき、平成○年○月○日付で、請求人に対し、振替加算額について、平成○年○月から老齢基礎年金の額に加算するが、時効消滅したとして本件不支給分はこれを支給せず、平成○年○月以降分を支給する旨の処分(原処分)をした。

- (6) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者(以下「振替加算対象者」という。)の老齢基礎年金の額は、振替加算対象者が、65歳に達した日において、60年改正法附則第14条第1項各号(老齢厚生年金(特老厚生年金を含み、その額の計算の基礎となる期間の月数が原則240以上であるものに限る。)の受給権者等)のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたとき(当該65歳に達した日の前日において、当該配偶者がその受給権を有する上記60年改正法附則第14条第1項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となっていた場合に限り)は、関係規定によって定められた老齢基礎年金の額に、22万4700円(請求人が65歳に達した当時は23万1400円)に国年法第27条に規定する改定率を乗じて得た額にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とされている(60年改正法附則第14条第1項)。
- 2 特老厚生年金の受給権者が老齢基礎年金の裁定を請求する場合であって、当該受給権者が60年改正法附則第14条第1項に該当する者であるときは、①その配偶者が60年改正法附則第14条第1項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類、②当該受給権者とその配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本、及び、③当該受給権者がその配偶者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類(以下、この①ないし③の書類を併せて「振替加算

必要書類」という。)を添えて裁定請求しなければならないこととされている(平成19年厚生労働省令第22号による改正前の国民年金法施行規則第16条の2第2項第3号、平成29年厚生労働省令第122号による改正前の国民年金法施行規則第17条の3第2項)。

- 3 本件の場合、請求人が65歳に達する前に、Aの老齢厚生年金の額には請求人を対象とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額が加算されていたのであるから、請求人の老齢基礎年金の額に振替加算額を加算する事由が生じたのは、請求人が65歳に達した平成〇年〇月〇日となる。これに対し、請求人が、厚生労働大臣に対し、本件提出により振替加算額の加算を請求したのは、平成〇年〇月〇日であるところ、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による改正前の国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨をそれぞれ規定している。
- 4 本件の問題点は、上記1ないし3の関係法令に照らして、原処分が適法と認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 前記第1の3に説示のとおり、請求人の老齢基礎年金の額に振替加算額の加算事由が生じたのは平成〇年〇月〇日であり、請求人が本件提出により振替加算額の加算を請求したのは同月から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるから、本件に係る振替加算額について、前記の国年法の消滅時効に係る規定をそのまま適用すると、振替加算額の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上

で、これに基づいて支払期日ごとに発生する年金給付の支給を受ける権利（以下「支分権」という。）については、会計法の前記規定によりそれぞれ5年の経過をもって時効により消滅するとして、振替加算額のうち、平成〇年〇月分まではその支分権が時効により消滅していることを理由に、これを支給せず、同年〇月以降分を支給する旨の原処分をしたものと考えられる。

2 これに対し、請求人は別紙1のように主張する。すなわち、請求人はAにより生計を維持していない旨の申出をしていないし、請求人が65歳に達し老齢基礎年金の支給を受けるまでAの老齢厚生年金の額には請求人を対象者とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額が加算され、その上、請求人は、同人が65歳に達する約2か月前の平成〇年〇月〇日に当時の〇〇社会保険事務所を訪問し（以下「本件訪問」という。）、同人が65歳に達した後の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の年金見込額を算出してもらったところ、その老齢基礎年金の年金見込額には振替加算額が加算されていたにもかかわらず、本件訪問の時以降本件裁定請求の時まで、同社会保険事務所の担当者から、請求人に対し、振替加算必要書類の提出に係る勧奨がなかったことから、本件不支給分が時効消滅により支給されなくなったとして、前記の時効消滅の処理は不当である旨主張するのであるから、以下、本件不支給分の取扱いが妥当といえるかどうかについて検討する。

前記「事実」欄第2の2(2)及び(3)によれば、Aの老齢厚生年金の額には請求人が65歳に達するまで、請求人を対象者とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額が加算されていたことが認められる。そして、本件記録中には、請求人が再審査請求時に提出した制度共通年金見込額照会回答票（以下「本件回答票」という。）2通（いずれも写し）があり、本件回答票2通には、平成〇年〇月現在における請求人の老齢基礎年金及び

老齢厚生年金に係る年金見込額がそれぞれ記載され、いずれにも日付を平成〇年〇月〇日とする〇〇社会保険事務所の受付印が押印され、老齢基礎年金に係る本件回答票の年金見込額内訳には、定額として「〇〇〇, 〇〇〇円」、振替加算額として「〇〇〇, 〇〇〇円」、内訳合計額として「〇〇〇, 〇〇〇円」と記載され、「夫の年金の内 配偶者加給〇〇〇, 〇〇〇」との付記が認められる。また、本件記録中のAの受給権者改定記録回答票（年金コード「〇〇〇〇」の項番〇〇及び〇〇）の写しによれば、請求人が65歳に達したことにより、Aの老齢厚生年金の額について、〇〇万〇〇〇〇円から〇〇万〇〇〇〇円に〇〇万〇〇〇〇円の減額改定（以下「本件減額改定」という。）がされていることから、同額が、当時、Aの老齢厚生年金の額に加算されていた請求人を対象者とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額であったことが認められる。そうすると、請求人は少なくとも平成〇年〇月〇日に当時の〇〇社会保険事務所を訪問し、同社会保険事務所において、同社会保険事務所の担当者が、請求人の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の年金見込額について、本件回答票を作成したことが認められ、老齢基礎年金に係る本件回答票の付記「夫の年金の内 配偶者加給〇〇〇, 〇〇〇」中の「配偶者加給〇〇〇, 〇〇〇」は、Aの老齢厚生年金の額に加算されていた請求人を対象者とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額を指すものであったと推認できる。また、老齢基礎年金に係る本件回答票には振替加算額として〇〇万〇〇〇〇円が年金見込額内訳として記載されているのであるから、同担当者は、Aの老齢厚生年金の額に請求人を対象者とする16年改正前厚年法第44条所定の加給年金額が加算されていることを確認した上で、請求人の老齢基礎年金の年金見込額に振替加算額を内訳として加えたものと認めるのが相当である。そして、老齢基礎年金の受給権者

の配偶者の有無、その配偶者が前記第1の1に掲示した振替加算額の加算に係る所定の要件を満たし、受給権者がその配偶者により生計を維持していたかどうかは、受給権者の年金記録中の配偶者状態の表示（以下「配偶者状態表示」という。）に記録され、配偶者状態表示が、振替加算必要書類の提出等の確認により振替加算額の加算が可能である旨の表示（以下「加算可能表示」という。）として記録されないと、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算されないことは、当審査会においても顕著な事実であるところ、本件記録によれば、本件提出による処理が行われるまで、請求人に係る配偶者状態表示が加算可能表示でなかったことが認められるのである。また、本件訪問の時に、同担当者が、請求人に対し、本件裁定請求の時に振替加算必要書類の提出が必要である旨の勧奨をしていれば、請求人が本件裁定請求の時に振替加算必要書類を提出しない理由は見当たらず、また、本件訪問の時が本件裁定請求の時とも時間的に近接した平成〇年〇月〇日にされていたことを考え併せるに、同勧奨があれば、請求人は本件裁定請求の時に振替加算必要書類を提出していたものと認めるのが相当である。しかしながら、請求人は本件裁定請求の時に振替加算必要書類を提出していないのであるから、同担当者は、本件訪問の時、本件回答票を作成するに当たり、請求人に係る配偶者状態表示が加算可能表示と記録されていないことから、請求人が振替加算必要書類の提出をしていないことに気付き、請求人に対し、本件裁定請求の時に振替加算必要書類の提出が必要である旨の勧奨をすべきところ、同勧奨を怠ったとしか考えられないのである。

そうすると、当時の社会保険事務所の担当者として、老齢基礎年金に係る年金見込額に振替加算額を加算できるか判断するため、同年金の受給権者に係る配偶者状態表示を確認することは、同判断の基本動作というべきところ、請求人が本

件訪問をした際に、当時の〇〇社会保険事務所の担当者は、請求人に係る配偶者状態表示の確認において、同担当者に通常期待される程度の注意義務を履行しさえすれば、請求人に係る配偶者状態表示は加算可能表示として記録されていないことから、請求人が振替加算必要書類の提出をしていないことに気付くことができたはずであり、請求人に対し、本件裁定請求の時に振替加算必要書類の提出等必要な対応を促すことは十分に可能であったと認めるのが相当である。そして、それをしない同担当者の対応は、同担当者に求められる確認及び説明義務に反した不適切な対応であったといわざるを得ないというべきである。また、同担当者が適切な対応をしていれば、請求人は本件裁定請求の時に振替加算必要書類の提出等の必要な対応が行えたものと認められ、請求人は、平成〇年〇月から、振替加算額を加算した老齢基礎年金を受給することができたものと認めるのが相当であるから、本件裁定請求の時に、請求人が振替加算必要書類の提出等必要な対応したものとみなすのが相当であり、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、これにより消滅時効の進行が妨げられるものというべきである。したがって、請求人に係る振替加算額につき、平成〇年〇月以前分を除外して支給とした原処分は妥当ではない。

- 3 以上によれば、原処分は、上記の趣旨と異なるから妥当でなく、取り消されなければならないから、主文のとおり裁決する。